

# 岡山市市場事業会計補助金等交付要綱

制定 平成15年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市市場事業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3及び第18条の規定に基づき一般会計から市場事業会計に補助金及び出資金（以下「補助金等」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用（アからエまでのいずれかに該当する経費を除く。）。ただし、修繕費については、その内容が営業費用又は建設改良費に該当するかは、岡山市中央卸売市場修繕費支弁基準による。

ア 減価償却費

イ 資産減耗費

ウ 受託工事費

エ 他の補助制度の対象となる経費

(2) 市場施設の建設改良に係る企業債の利子支払額（平成4年度以降同意等債に係るものに限る。）

(3) 市場事業に係る企業債（脱炭素化推進事業）の利子支払額

(4) 次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）

ウ 児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条に規定する給付に要する経費

2 補助金額は、次の各号に定める基準に従い算出して得られた額の合計額とする。

(1) 前項第1号に規定する補助対象経費の20%の額

(2) 前項第2号に規定する補助対象経費の2分の1の額

(3) 前項第3号に規定する補助対象経費に相当する額

(4) 前項第4号アに規定する補助対象経費の15分の8並びにイ及びウに定める補助対象経費の合計額

(出資金額)

第3条 出資金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市場施設の建設改良に係る企業債の元金償還額の2分の1の額
- (2) 市場事業に係る企業債(脱炭素化推進事業)の元金償還額に相当する額

(補助金等の交付の申請)

第4条 市場事業管理者は、補助金等の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金等の交付決定を行い、市場事業管理者に対し決定通知書(様式第2号)により通知する。

(実績報告)

第6条 市場事業管理者は、当該事業年度終了後1月以内の実績報告書(様式第3号)に次に定める書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が認める書類

(補助金等の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該事業実績報告書の書類を審査し、その報告に係る事業の実施結果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、市場管理事業者に対し確定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金等の交付時期)

第8条 補助金等は、事業の完了前に交付決定額の全部を交付することができる。その場合にあつては、補助金、出資金それぞれの交付決定額に3分の1を乗じて得た額で10万円未満の端数を切り捨てた額の合計額を、原則として毎年度9月及び12月に、残額を3月に交付し、事業完了後に精算を行うものとする。

- 2 市場事業管理者は、前項の規定による交付を受けようとするときは、交付月ごとにそれぞれの前月の末日から起算して15日以前に、交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する交付月以外の月に、補助金等の交付が必要となる相当の理由がある場合は、協議の上決定する。

（所管）

第9条 補助金等に係る事務は、産業観光局商工部経済企画総務課が所管する。

（その他）

第10条 補助金等の交付に関しては、当該年度の地方公営企業繰出金についての総務省通知を参考にし、必要に応じ見直しを行う。

附 則（平成15年4月一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月一部改正）

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年6月一部改正）

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年7月一部改正）

この要綱は、平成16年7月15日から施行し、平成16年度分の補助金等から適用する。ただし、改正後の第2条第1項第3号の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月一部改正）

この要綱は、平成18年8月14日から施行し、平成18年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成19年8月一部改正）

この要綱は、平成19年8月2日から施行し、平成19年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成22年5月一部改正）

この要綱は、平成22年5月20日から施行し、平成22年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成23年8月一部改正）

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成24年6月一部改正）

この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月一部改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 8 日から施行し、平成 25 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月一部改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 17 日から施行し、平成 26 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月一部改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行し、平成 27 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月一部改正）

この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行し、平成 29 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月一部改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行し、平成 30 年度分の補助金等から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月一部改正）

この要綱は、令和 2 年 6 月 5 日から施行し、令和 2 年度分の補助金等から適用する。

附 則（令和 6 年 4 月一部改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金等から適用する。